

2011年（平成23年）10月のワンポイントレッスン

崇武館
館長 飛鳥宗一郎

中学校武道必修正課に向けて

・・・空手道の立場から・・・

山形県空手道連盟

会長 飛鳥宗一郎 著

（その4）

第3章 武道授業の進め方

1 武道必修教課の目標

もう一度繰り返すが、第1章「教育基本法の改正」の「新教育基本法」第1章(教育の目的及び理念)第2条の中で、関連するところを更に簡潔に抽出すれば次であったと思い出してほしい。

- 一 幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体を養う。
- 二 個人の価値を尊重、その能力を伸ばして創造性を培い、自主自立の精神、勤労を重んずる態度を養う。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重じ、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する。
- 四 生命を尊び、自然を大切にして環境保全に寄与する。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する。

これらから推量すれば、知・徳・体の調和と、生涯にわたって自己実現を目指す自立性や公共精神の涵養、伝統文化を基として国際社会を生きる国民の育成を重視するのが主旨であり、平成18年(2006年)12月に「教育基本法」の全部が改正された理由の中には、戦後60年余の教育の実態と経過を総括する中から、新たな道筋の発見と再構築を図る方向性を求め、様々な専門分野の角度から見直し検討されたものであり、その中に武道教育も有意義な施策の一つとして取り上げられたものと考えられる。

封建時代は武道と武士道の言葉は同義に使われ、武士道は武士の生きるべき規範であり理想像でもあったことと、格好よく魅力ある人間像としての存在価値は衆目の認めるところであった。しかし、現代社会の中に武士道をそのまま持ち込むことは、社会の態様と構造が異なるためあり得ないが、何故今となって武道が取り上げられたかを考えるなら、選択科目である現状の延長線上でないことだけは確かとなる。

2 武道授業で指導すべき内容

今まで体育学習の基礎基本として、次の各項があった。

- ① 技能(技術習得、技術を使った表現など)
- ② 態度(行動規範、協調性、意欲など)
- ③ 学び方(自主性、意識性、向上心など)

今回の改正では、

- ① 技能
- ② 態度
- ③ 知識、思考、判断

となり③の表現に変更があった。①、②についても、今までにしても武道の本質的な部分を抜きにして進められたわけでない。改訂を機に従前の「学習指導要領」における指導実積の他に、特に伝統文化と強く関連させて捉える方向付けが考慮されたと理解できる。

3 武道と時代区分

前項の知識に関して、武道の歴史や各時代において果たしてきた役割や位置付けの変遷を知る必要がある。武道の歩みや社会的な意義については、大きく次の三期に分けて考察しないと考え方の整理は不可能となる。

- ① 武道が成立してから明治維新までの藩政時代。
- ② 明治維新から太平洋戦争終結まで
- ③ 終戦から現代まで

他に、技法の理論的構成と解釈、武道とスポーツの相違点と類似性などであり、教養として総合的に学習させるべき内容が含まれる。

思考や判断については、伝統文化としての武道を理解し、今後の生き方に積極的に取り入れようとする姿勢や、社会に貢献しようとする意欲につなぐ誘導が欠かせない。

また、その授業が単に伝統文化に触れるという興味本位に流れてならないのは、他の教科と同様であり、特に徳の養成を重視し、好ましい生活態度への自覚を喚起する必要性を考慮しなければならない。

4 武道授業実施の要点

武道授業の実施は、次の三点に分けて考えることができる。

以下を念頭において実施するとき、中学生の心身の発育段階を考慮に入れ、その年代における身体的特徴と武道固有の楽しみ方をいかに合致させて進めるか、伝統的な行動規範をどのように意識の中に働かせればよいかなど、武道授業を知、徳、体の三位一体に結び付けて実施できること肝要である。

(1) 導入部分（オリエンテーション）

この中では、武道の成り立ちや歴史の概要、理念や種目の持つ特性と現代における位置付けを説明して、何を目的としてこの授業が行われるかを理解させ、楽しみ方や積極的な参加を生み出すための動機付けに工夫が必要となる。礼法の指導と、授業の進め方の約束（きまり）は必ず守る精神を確認させる。

(2) 基本技法（個人、対人）

スポーツと同様に、基礎・基本となる動作（基本技法）の習得から始める。基本技法は、その武道の持つ特性を顕著に表わす。全ての物事においても、基礎基本が大切であることの認識を深めさせる。

(3) 応用技法（対人練習）

武道は対人関係が最終目標となるので、相手を伴う練習法は不可欠である。それは練習過程における約束事からなる技法と、自由対応の試合形式等に区分される。ただし、試合に関しては、合気道や少林寺拳法のように対戦試合（演武試合は可能）を行わない種目もあれば、空手道と「なぎなた」のように「形試合」が加わる場合もある。弓道なら、射法と標的との対峙で

ある。

5 実施種目の決定

各学校においては、既に実施種目選定の検討時期に入っていると思われ、それを主導するのは都道府県の教育委員会であり、地域又は市町村などの教育行政機関であっても、種目採用の最終決定は当該中学校長の職権となる。

第1章「法の改正と経過」の3「中学校学習指導要領改訂の要旨」の内、「学習指導要領」第2章 各教科 第7節「保健体育」F武道では、あくまでも柔道、剣道、相撲が実施できる種目であって、同要領「内容の取扱い」になって初めて『なお、地域や学校の実態に応じて、武道の運動については「なぎなた」などその他の武道についても履修させることができこと。』であった。

これらから概観して、F武道のAからUまでがあくまでも本旨であって、「なぎなた」その他については「なお書き」の付記である。これなら受け止める側に差異が生じると第1章で指摘した。推測するに、柔道、剣道、相撲の三種目が主たる選択肢となる可能性が非常に大きくなる。

6 指導者育成と充実に向けた施策

教育基本法の改定に伴う「学習指導要領」の改訂は平成20年3月であり、文部科学省は同年10月を初めとして教諭を対象とした指導者講習会を開催している。この講習会は武道9種目の全てを網羅したものではなく、やはり柔道、剣道及び相撲であった。

今回の必修正課の制度に関し、柔道、剣道及び相撲は当然と容認しながらも、残る6種目も採用される可能性に望みを掛けるとともに、大いに触発され千載一隅の機会と動き出している。

文部科学省は、改定と同時に各中央競技団体に通達して「教育基本法」と「学習指導要領」に対し理解を求めており、これを受けて各団体は独自に指導者養成講習会を開催し、教本作りも完成させている。

指導者（中学校教諭）に関して筆者が目にしたレポートは、全く当該種目（剣道と空手道であったが）未経験の教諭が、三日間行われた講習会に派遣され、受講後に選択教科の授業を担当した経緯が詳細に記されていた。強い使命感を持ちながら前向きに取り組んでいる様子に同情を感じたが、必修化となれば学校の事情によっては同じように未経験の教諭が担当しなければならないケースが発生する可能性は稀でなくなると思う。

平成24年度、全国一斉に武道必修化が開始された場合、当初から完全を求めるという意味ではなく、武道に対する認識度や指導技能の高低も併せ考えれば、担当教諭の養成を始めとする課題は様々な形で残りそうに思う。

7 外部指導者の導入

「運動部活動と武道種目」のところで述べたように、現在の部活動の場合は剣道の約3千人を最高に、数種目で外部指導者を招聘している。しかし、それはあくまでも部活動であって正課授業の場合と異なることを承知しなければならない。

部活動は生徒の志向性と希望によって選択され、部を変わることも許されるが、授業は規制さ

れ単元に関わってくるので安易に判断できないところがある。

また、外部に適任者がいたとしても、部活動の場合と時間帯が違うことと時期的に集中期間が出そうな気がするため、それぞれの都合をも併せて考えるなら、慎重を期して検討を要する課題かと思われる。

それでも、生徒に対し所期の目的達成に向けて成果が上がるようにと望むなら、敢えてその隘路を突破する気概が決定権者にほしいと思う。生涯武道を目指す武道専門家は大量にいるからである。

8 各学校における種目の選定への提言

この選定作業は、現在既に選択科目として採用されている柔道、剣道及び相撲の三種目が極めて有利な現状にある。特に柔道と剣道は全国的な普及実態を持つため、両者が候補から外されることはまず考えられない。武道三種目と言われる価値は大きく、「なぎなた」その他の種目を選択し決定する場合は、中学校側は大きな冒険と決断が必要かもしれない。

中学校における体育授業は、教育課程としての保健体育と、教育課程外の運動部活動が相互に関連して行われている。現在、部活動として実施している運動部の中に、柔道、剣道及び相撲以外の種目がある場合なら状況は変わってくる。この運動部活動を統括する中央組織として全国中学校体育連盟があって、「正式競技」と「参考競技」の区分と部活動参加状況に関しては、第1章[9、運動部活動と武道種目]の中で述べた通りで、実態として武道三種目以外の部活動は存在している。部活動として承認されている場合なら、正課授業に採用される可能性は当然考えられてしかるべきかと思っている。

筆者が武道三種目以外を専門とするからと受け取らないでほしいが、必修化により今まで武道に接したことのない生徒も対象となることを視野に入れるなら、柔道なら柔道着と畳（体操用などのマットで代用可能）が必要であり、接触度が強いばかりか力や体型という特性は否定できない。剣道では、竹刀や木刀はいいとしても、防具は発汗に伴い使い回しに難点がある。相撲は女子生徒の志向性は低いのではないかという、それぞれの問題点を指摘しておきたい。

したがって、上記三武道に問題があるのではなく、もっとタイプの違う選択肢を加えて検討されてしかるべきでないかというのが提言であって、それに柔道、剣道、相撲ばかりが武道かと勘違いされてしまう誤解は絶対に避けなければならない。そうでなければ、折角の『伝統と弁化を尊重し・・・』が曲折してしまう恐れがある。

9 武道必修化自体の抱える問題

新渡戸稲造は、今から111年前に英文で著した「武士道」の序文において、ベルギーの哲学者ラブレール氏や彼の妻から『日本の学校ではどのようにして道徳教育を授けるのか』と質問され、その答えに窮した末に『武士道がその源だったことに気づいた』と第2章で書いた。この記述は、教育基本法の教育目的と併せて考えなければならない。

「中央教育審議会」他の設置機関における審議の結果、選択科目から必修化へと移行させた具体的な理由の説明は、国民や対象となる生徒に対して必ずしも十分でないと思っている。武道に課せられる期待は、「教育基本法」第2条（教育の目標）に掲げる各事項の他に、咄嗟に活用で

きる（様々な場面で応用可能な）心身の育成が含まれる。

また、武道必修化の制度自体が、生徒の任意性を重視する教育方針に反しはしないか、自発性を引き出す方向性に逆行しないかなど、今後の進め方に課題として残される。

武の意味は戦いの手法から発し、人間性を高める手段「道」へと昇華して尚武の精神を生み、他国に比類のない伝統文化となったが、履修に当たり生徒がどのような観点と意識レベルで受け入れてくれるのか、実施後の推移をみないと言明できない不透明な部分がある。

そして、教育目標と一致する部分は認めつつも、このことは、武道に頼り過ぎるところが大き過ぎはしないかと危惧するところがあるため、新渡戸が「武士道」書いた時代と違う国家や社会の情勢を慮るなら敢えて提言しておきたい。

なお、男女押し並べて武道を必修させる制度自体、単にスポーツや武道の好き嫌いだけの問題でなく、長い歴史の中で固有の歴史観と世界観を明確に持つからこそ、尚更十分な配慮が必要ではなかろうか。このことは、筆者が武道家として60年余の経験を持つからこそ一層不安の材料とするのである。

10 学習指導計画書の起案

授業はより効果的な計画の立案から始まる。一年間に履修できる時間数の予想は、武道に当てられる時間数を13時間程度と推定した。

生徒の希望する種目選びは、1・2学年を通して同じ種目であったり、進級するときに変える場合もあれば、3学年になって選択し繰り返し履修する場合も考えられるため、これらのケースを想定し念頭に置いた計画書を作成する必要がある。なお、ある程度は学年毎の独立性（区切り）を加味することも忘れてはならない。

学習指導計画書は次表が作成の基準となり、具体的な授業実施の項目が記載される。

（教科名）学習指導計画書

段 階	時間数	学 習 内 容	指導上の留意点	評価基準・評価方法
導 入				
展 開				
ま と め				

また、武道学習は他の教科と同様に段階的かつ漸進的に行われるものであるが、より適切な時期を選んで感想文などを求め、受け止め側の関心や反応の度合い、技能の進捗と情態の変化などを把握し、指導者（教諭）の意向と突き合わせ、場合によっては計画書修正の作業も必要となるであろう。

11 授業の進め方の要点

身体操作と精神力の維持強化、情操の育養、規範意識と徳目の捉え方、仲間との協調性、それに加えて礼法など、伝統文化として学ぶべきは技術・技法以外に山積している。

他には、武道の特性の一つである人的な関わり合い、教諭（指導者）と生徒の心の触れ合いの課題など、これらの要点を検証は欠かせない。

計画書立案への工夫は当然ながら、状況によっては当初計画書に拘泥せずに、改善や修正すべきところをチェックしながら展開する弾力性があると思う。

12 安全性の問題

留意すべきは、基本的な安全対策である。武道だからといって危険率が特に高いわけではないが、技法習得過程においては武道もスポーツも基本的には危険性は排除されて成立している。だが、身体を損ねる事故や傷害の発生は、いかなる種目でも 100%逃れることはできないと心得、細心の注意を払って実施するようにする。

しかし、事故や傷害の大部分の原因は、油断か不注意による場合が多く、慣れてきてからの気の緩みや悪ふざけには十分気配りする必要がある。

13 授業進め方の重点項目

授業は、次の観点をもって進めるのが好ましいので提起しておきたい。

- ① 技法の底流にある本質を曲げてはならない。
- ② 各種目の理念を理解させ、重点項目として扱う。
- ③ 「武道憲章」及び「こども武道憲章」の精神を浸透させる。
- ④ 礼法は武道の一部であるとともに一体であることを理解させ、実際に礼法ができるようになる。
- ⑤ 相手を尊重する考えと、互いに協力して高め合う精神を大事にさせる。
- ⑥ 能力や資質によって差別してはならない。進行が遅い生徒ほど後押しが必要となる。
- ⑦ 技法の指導に関しては、熟達した指導者の助言が有効である。
- ⑧ 教諭（指導者）は、短期間で指導能力が高まるものではない。年数を重ねて取り組む姿勢がほしい。
- ⑨ 今この授業が、生涯武道につながる可能性があるかもしれないことを意識する。
- ⑩ 伝統文化の武道だからといって利点ばかりではない。武道にも悪弊といわれる戒め[前章の9. (17)参照]があることを承知しなければならない。
- ⑪ 学校内に二種目以上が採用されている場合、それぞれ実施状況の突合せが必要であり、格差があればその隙間を埋めなければならない。

14 成果と評価

どの武道においても、段級などの技能判定基準がある。生徒に進捗状況を知らせる方法として有効活用できる。

もう一つには、状況に合わせた簡単な対戦方式（或いは演武の発表など）の取り入れである。勝ち負けや点数評価にばかりに片寄らないことを前提条件とし、技法を理解させ達成感をじ自覚させることで意欲向上心を引き出すなど、授業の楽しみ増大と他者を見る（見取り稽古という）目の要請につながる。

また、この試合方式は興味本位に流れることなく、武道も教養の一つである意識と合わせ、楽しみ親しめるように工夫を凝らす。

どの種目にも、初心者の安全を確保した試合や対戦、演武競争の方法がある。